

○蒲郡市公契約条例施行規則

令和5年3月23日

規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、蒲郡市公契約条例（令和5年蒲郡市条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(規則で定める公契約)

第3条 条例第6条第1項の規則で定める公契約（以下「特定公契約」という。）は、次の各号のいずれかに該当する公契約とする。

(1) 予定価格が1億円以上の工事の請負契約

(2) 予定価格（1年を超える契約にあっては予定価格を契約月数で除して得た額に12を乗じて得た額）が1,000万円以上の次に掲げる業務の委託に関する契約

ア 市の事務又は事業の用に供する建物及びその敷地（以下この号において「庁舎等」という。）の清掃の業務

イ 庁舎等の警備の業務（警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第5項に規定する機械警備業務を除く。）

ウ 庁舎等の受付、電話交換又は案内の業務

エ 除草・草刈、草地・樹木管理又は草花管理の業務

オ 給食調理の業務

カ 給食配送の業務

キ 一般廃棄物・資源等収集運搬の業務

(3) 指定管理料の上限額を積算する収支予算書の支出の額が1年当たり1,000万円以上の条例第2条第1号イに規定する協定のうち、公募によるもの
(特定公契約の明示)

第4条 市長は、特定公契約に係る公告その他特定公契約の申込みの誘引を行う場

合は、特定公契約に該当することを明らかにしなければならない。

(労働環境の確認の方法)

第5条 受注者は、特定公契約を締結した日から起算して10日を経過する日までに、労働環境報告書（第1号様式。以下「報告書」という。）を市長に提出しなければならない。報告書の内容に変更が生じたときも、同様とする。

2 下請負者は、特定公契約に関し受注者等と次の各号のいずれかに該当する契約を締結したときは、当該契約を締結した日から起算して10日を経過する日までに、受注者を經由して、報告書を市長に提出しなければならない。報告書の内容に変更が生じたときも、同様とする。

(1) 第3条第1号に該当する特定公契約に係る契約であって、契約金額が200万円以上のもの

(2) 第3条第2号に該当する特定公契約に係る契約であって、契約金額が100万円以上のもの

(3) 第3条第3号に該当する特定公契約に係る契約（第3条第2号アからキまでのいずれかの業務に限る。）であって、契約金額が100万円以上のもの

(令7規則29・一部改正)

(労働者等への周知)

第6条 受注者等は、次に掲げる事項について、特定公契約に係る業務が行われる場所に掲示し、又は労働者等に書面で交付することにより、労働者等に周知しなければならない。

(1) 市長に提出した報告書の写し

(2) その他市長が必要と認める事項

(労働者等の申出)

第7条 労働者等は、前条各号に掲げる事項を確認し、その内容に疑義がある場合は、市長に対して、労働環境報告書に係る申出書（第2号様式。以下「申出書」という。）を提出することができる。

(不利益な取扱いの禁止)

第8条 受注者等は、申出書の提出を行った労働者等に対して、解雇その他の不利

益な取扱いをしてはならない。

(調査及び改善)

第9条 市長は、報告書の内容に疑義があった場合又は申出書の内容を調査する必要があると認めた場合は、受注者等に対して聞き取り等の調査を行い、労働環境報告書調査票（第3号様式）を作成するものとする。

2 市長は、受注者等の労働環境の改善が必要と判断した場合は、労働環境改善通知書（第4号様式）により受注者等へ通知するものとする。

3 受注者等は、前項の規定による通知を受けた場合は、速やかに労働環境の改善を図り、その内容について労働環境改善報告書（第5号様式）により市長に報告するものとする。

(不適切な労働環境に対する措置)

第10条 市長は、条例第6条第3項の規定により受注者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、指名停止の措置を行うことができる。

(1) 第5条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 前条第2項の通知後も当該受注者等による改善が不十分で、不適切な労働環境であると思料された場合

(3) 前条第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行し、同日以後に公告その他の申込みの誘引が行われる特定公契約について適用する。

附 則（令和7年規則第29号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

労働環境報告書

年 月 日

蒲郡市長 様

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 氏 名
担当者・連絡先

蒲郡市公契約条例施行規則第5条の規定により、下記のとおり報告します。

記

契約名又は協定名	
----------	--

※ 「回答」欄には、「○」又は「×」を、該当しない場合には「－」を記入してください。

区分	項目	回答
労働条件	1 労働契約又は雇用契約の締結に際し、労働者に対して賃金、始業時間、就業時間、時間外労働などの労働条件を文書で明示していますか。	
	2 常時使用する労働者が10人以上の場合に、就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署長に届け出るとともに、作業場の見やすい場所に常時掲示するなど、法令に従った方法で労働者に周知していますか。 (常時使用する労働者が10人未満の場合は、「－」を記入してください。)	
	3 法定労働時間（1日8時間以内かつ1週40時間以内）を超えて労働時間の延長又は休日労働を行わせる場合に、所轄の労働基準監督署長に時間外・休日労働協定（36協定）を届け出ていますか。 (労働時間の延長又は休日労働を行わない場合は、「－」を記入してください。)	
	4 法定三帳簿（労働者名簿、賃金台帳及び出勤簿）を整備していますか。	
	5 労働者の労働時間を把握し、適正に記録・管理していますか。	
	6 法定の年次有給休暇を付与していますか。	
賃金	7 賃金台帳等に基づいた適正な計算により賃金が支払われていますか。	
	8 賃金について、通貨で全額を、労働者に直接、毎月1回以上、一定期日を定めて支払っていますか。（口座振込を含む。）	
	9 時間外労働、休日労働及び深夜業の割増賃金を法令どおり支払っていますか。	
	10 地域別最低賃金以上の賃金を支払っていますか。	
安全衛生	11 法令に基づく安全衛生管理体制は、整っていますか（事業場ごとに安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者を選任していますか。）。 (常時使用する労働者が10人未満の場合は、「－」を記入してください。)	
	12 事故報告書等の記録を行うなど、業務災害への対策状況は適正ですか。	
	13 1年に1回、定期的に健康診断を行っていますか。	
保険	14 労働保険及び社会保険の加入等の手続を適正に行っていますか。	

注1 対象とする労働者の範囲：本契約案件に関する業務に従事する者
2 受注者等（下請負者を含む。）が業務の一部を下請負者に請負又は再委託をする場合は、当該下請負者が労働環境報告書を作成した上で、受注者が取りまとめて提出してください。

第2号様式（第7条関係）

労働環境報告書に係る申出書

年 月 日

蒲郡市長 様

（申出者）住 所
氏 名
連 絡 先

下記契約等に係る労働環境報告書について疑義があるため下記のとおり申し出ます。

記

契約名又は協定名	
（勤務先）受注者等名	
疑義の内容	

第3号様式（第9条関係）

労働環境報告書調査票

年 月 日

調査者 所 属
氏 名

契約名又は協定名		
受注者等名		
疑義内容	聞き取り等調査の結果	

第4号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

蒲郡市長

労働環境改善通知書

蒲郡市公契約条例施行規則第9条第2項の規定により、下記のとおり改善が必要な事項について通知します。
つきましては、労働環境改善報告書（第5号様式）を作成し、提出してください。

記

契約名又は協定名		
受注者等名		
改善を要する事項の内容		備考

第5号様式（第9条関係）

労働環境改善報告書

年 月 日

蒲郡市長 様

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 氏 名
担当者・連絡先

年 月 日付け 第 号の労働環境改善通知書に基づく改善すべき事項について、下記のとおり報告します。

記

契約名又は協定名		
改善を要する事項の内容	具体的な改善実施方法及び内容	

第 1 号様式 (第 5 条関係)

第 2 号様式 (第 7 条関係)

第 3 号様式 (第 9 条関係)

第 4 号様式 (第 9 条関係)

第 5 号様式 (第 9 条関係)